

国際売買条件

1. 適用性 本売買条件（以下「**本条件**」という）は、Bray International, Inc.ならびにその子会社、支店および部門（場合により、「**Bray**」または「**売主**」という）が、製品（以下「**本製品**」という）を Bray から購入する人（以下「**買主**」という）に対し、本製品を販売する際に適用される唯一の条件である。本書の反対の趣旨の定めにかかわらず、Bray と買主が署名した書面契約において、本書の対象である本製品の販売が対象となっている場合、当該契約の条件と本条件が矛盾する範囲で、当該契約の条件が優先するものとする。

(i) 「Bray 工場」という場合は、注文を受領した国の Bray の該当する国または地域の本社を指し、(ii) 「ドル」または「\$」という場合は、別途指定されない限り、米ドルを指す。

2. 完全なる合意 本条件および同封の見積書（以下「**本見積**」という）（総称して「**本契約**」という）は、当該本見積の対象である本製品に関する Bray と買主間のすべての合意事項を定めたものであり、口頭および書面による従前または同時期のすべての了解事項、合意事項、交渉、表明、保証および通信事項に優先する。買主が購入注文書または一般購入注文書を提出したか否か、また提出した時期を問わず、本条件は、当該条件に優先する。買主による本見積の受入は、明示的に本条件に限定され、Bray は、本条件と異なる、本条件に追加されるまたは本条件を変更する条件に異議を唱え、これらに拘束されない。買主の注文を履行する場合でも、買主の条件を受け入れたことにはならず、本条件を変更または修正することにはならない。本条件または本契約中の反対の趣旨の定めにかかわらず、Bray は、250 ドルを下回る注文金額について、買主に本製品の販売を行う義務、または別途本製品の販売条件を満たす義務を負わないものとする。

3. 見積 売主が別途書面にて指定しない限り、売主によるすべての本見積は、迅速な受入を意図したものである。売主は、買主による最終受入の前であればいつにても、本見積を取り消すおよび／または改訂する権利を留保する。

4. 価格 買主は、買主の注文書を Bray が受領した日付で有効な売主の公表価格リストに記載する価格（以下「**本価格**」という）で、売主から本製品を購入するものとする。本製品のすべての本価格（および該当する割引）は、通知なく変更される場合がある。買主の要求に応じて納入が遅れる注文または別途注文日から 120 日を超える日程が組まれている注文は、出荷の時点で有効な公表リストの価格および割引率にて、請求が行われる。ただし、売主の注文受入の時点で別途明示的に合意される場合は、この限りではない。売主が負担する追加費用（エンジニアリング、タグ付け、税金、サービス・コール、輸出用クレートまたはその他の費用など）は、買主に追加費用について通知した後、請求書に追加される。

5. 税金 価格は、買主が支払うべき金額に対していずれかの政府当局が課すあらゆる種類のすべての売上税、使用税および物品税、ならびに類似の税金、関税、料金および課徴金を含まない額である。買主は、かかるすべての課徴金、費用および税金

につき責任を負うものとし、売主がこれらを支払うか、または売主が支払った場合は、本価格に追加される。

6. 支払条件

A. 国内（米国）のすべての請求書 売主が別途指定しない限り、買主に対し、請求書の日付から 30 日で支払期日が到来する。国際（米国外）のすべての請求書 売主が別途合意しない限り、買主は、米国の船積港において、運送業者に引き渡される時点で支払期日が到来する取消不能の確認信用状を要求する。

B. 買主は、支払遅延が生じた場合、以下のいずれか低い方の利率で利息を支払うものとする。(i) 月率 2%、または (ii) 適用法に基づき許可される最高利率。買主は、遅延支払を回収する際に生じたすべての費用（弁護士費用および裁判所費用を含むが、これらに限定されない）を売主に弁済するものとする。買主が本契約に基づき支払期日が到来した時点で何らかの金額を支払わない場合、売主は、本条件に基づきまたはコモンロー上適用されるその他のすべての救済（これは、売主による本契約に基づく権利の行使により放棄されることはない）に加えて、本製品の納入を停止する権利を有する。

C. 買主は、売主による違反、破産その他に関連するかを問わず、何らかの請求に対する相殺、反訴、減額、顧客による支払いの遅延または売主との紛争を理由に、支払期日が到来した金額の支払いを保留せず、または遅らせてはならない。

7. クレジット 買主に対する本製品の出荷および納入は、引き続き、常に、売主のクレジット部門の承認を得ることを条件とする。売主は、他の権利および救済に加えて、自らの選択で、本契約に基づく出荷または納入を拒否することができる。ただし、支払いもしくは満足に行く保証を受領した場合、またはその他売主が満足する条件に基づく場合は、この限りではない。売主が、買主に対しクレジット払いを許可することを選択する場合でも、売主は、売主のみの裁量で、今後のクレジット払いの許可を制限または拒否することができる。売主がオープンアカウントの支払条件を許可するかは、買主が、その事業に関して必要な運転資本の調達能力を継続できるかに依拠する。

8. 納入

A. 本製品は、買主の注文書を受領後合理的な期間内に納入する。納入日は、概算であり、買主が提出する必要なすべての情報および資料（該当する場合）を迅速に受領するかどうかによって決まる。

B. 両当事者が書面にて別途合意する場合を除き、売主は、Bray の工場（以下「**納入地点**」という）で本製品を提供するものとする。本製品の権原および損失のリスクは、輸送会社が船荷証券に署名した時点（すなわち、買主に出荷するために本製品が輸送会社に引き渡された時点）で買主に移転する。買主は、すべての船積費用につき責任を負い、納入地点で本製品を受領するのに合理的に適した設備および労働力を提供するものとする。

C. すべての本価格は、Bray 工場または売主が本見積で指定するその他の場所にて、工場渡し (EXW) 条件で見積もられる。売主は、納入地点を超えて出荷品に保険をかけないため、輸送中の本製品の紛失または損傷の請求はすべて、買主が直接、輸送会社に申請しなければならない。売主は、本製品の出荷方法および運送業者を選択するものとする。売主は、ルートが満足の行くものであり、料金が売主が通常選択する方法と同等以下の場合、買主が選択する方法で出荷することができる。通常の特別な出荷要件を超える場合、売主は、買主の費用負担で (取扱手数料を含むか、着払いとする)、本製品の出荷を行い、買主は、通常の状態であれば売主が負担したはずの運賃については返金を受けない。1 件の注文につき仕向け地が 1 件のみの場合がある。

D. 何らかの理由で、買主が、本製品が納入地点において納入の準備が整った旨の売主から買主への通知により決定された日に、本製品の納入を受け入れない場合、以下の通りとする。(i) 本製品の損失のリスクは、買主に移転するものとし(ii) 本製品は、納入され、買主により受け入れられたとみなされるものとし、(iii) 売主は、自らの選択で、本製品を買主が引き取るまで保管し、引き取りの時点で買主は、関連するすべての費用および経費 (保管費用および保険料を含むが、これらに限定されない) につき責任を負うものとする。本製品の納入に関して買主が適切な指示、文書、ライセンスまたは許可を提供しない場合、買主は、本製品が別途納入の準備が整ったはずの時期に本製品の納入を受け入れないとみなされるものとする。売主が 60 日を超えて注成品を保有している場合、取消として扱われ、本製品は返品されたとみなされる場合がある。

9. 検査および不適合製品の拒絶

A. 買主は、受領から 10 日以内 (以下「**検査期間**」という) に本製品を検査するものとする。買主は、検査期間中に不適合製品があれば、売主に対し書面にて通知し、売主が合理的に要求する書面による証拠またはその他の文書を提供しない限り、本製品を受け入れたとみなされる。「**不適合製品**」とは、出荷された本製品が、買主の購入注文書で特定される製品と異なることを意味する。

B. 買主が売主に対し、検査期間中に、不適合製品について適時に通知する場合、売主は、自らのみの裁量で、(i) 当該不適合製品を適合する本製品と交換するか、または (ii) 当該不適合製品につき、本価格ならびに買主がこれに関して負担した合理的な出荷費用および取扱費用を返金するか払い戻すものとする。買主は、自らの費用および損失のリスク負担で、不適合製品を Bray 工場または売主が本見積で指定するその他の場所に出荷するものとする。売主が不適合製品の不適合性を確認した場合、売主は、買主の売主に対する支払義務に対し、かかる出荷に関する買主の費用を充てるものとする。売主が当該不適合製品を交換する選択権を行使する場合、売主は、買主により出荷された不適合製品の返品を受領した後、交換した本製品を買主に出荷するものとする。**第 8 条 (B)** の条件は、当該交換された本製品に適用されるものとする。ただし例外として、売主は、当該出荷に要する費用および経費につき責任を負うものとする。

C. 買主は、**第 9 条(B)**に定める救済（本条件に従い行使される）が、不適合製品の納入に関する買主の唯一の救済措置であることを認め、これに同意する。

10. 変更命令/取消 売主が受領し、受け入れた注文は、売主が満足するもので、売主が損失を負担しないような条件に基づく場合を除き、変更または取り消すことはできない。売主は、標準的、非標準的または特別な製品であるかを問わず、当日までに発生したすべての関連費用の全額弁済を受けない限り、本製品の変更または取り消しを受け入れない。買主は、すべての取り消しおよび変更命令を書面にて要求しなければならない。本プロジェクトの変更または取り消しは、割引、輸送費または買主に対するその他の手数料に対する適切な変更を条件とする。

11. 制限付き保証

A. 売主は買主に対し、（場合により）設置日から 12 カ月目および出荷日から 18 カ月目のうちいずれか早く到来する日に終了する期間（以下「**保証期間**」という）、売主が製造した本製品がその設計および製造の目的に使用された場合、材料および製造過程において欠陥がないことを保証する。売主は、本製品が化学的腐食もしくは応力腐食に耐性があること、または材料もしくは製造過程における欠陥を除くその他の不具合がないことを保証しない。

B. **第 1.11 条 (A)**に定める明示的な保証は、排他的なものであり、その他の明示的または黙示的な一切の保証に代わるものである。商品性または特定目的の適合性に関する保証は、意図されておらず、付与されない。

C. 第三者が製造する製品（以下「**第三者製品**」という）は、本製品を構成するものではなく、本製品を含めること、本製品に含めること、本製品に組み込むこと、本製品に添付すること、または本製品と共に梱包することはできない。第三者製品は、**第 11 条 (A)** の保証の対象ではない。疑義を避けるために付言すると、売主は、**第三者製品**に関して、いかなる表明または保証も行わない。

D. 売主は、**第 11 条 (A)**に定める保証の違反につき責任を負わないものとする。ただし、以下の場合はこの限りではない。(i) 買主が保証期間中、およびいかなる場合も買主が欠陥を発見するか、発見したはずの時点から 14 日以内に、欠陥を売主に書面にて通知する場合、(ii) 売主が、通知を受領後、当該本製品を検査する合理的な機会を与えられ、買主が（売主により求められる場合は）当該本製品を Bray 工場または売主が本見積において検査実施のために指定するその他の場所に返品する場合、ならびに (iii) 売主が合理的に、本製品に欠陥がある旨の買主の請求を検証した場合。買主は、Bray 工場または売主が本見積で指定するその他の場所において、買主が欠陥について売主に書面にて最初に通知してから 90 日以内に、Bray に欠陥のある本製品を（着払いで）返却するものとする。本製品が**第 11 条 (A)** に定める保証に違反していることを売主が確認した場合、売主は、買主の出荷費用を、売主に対する買主の支払義務に充てるものとし、売主が当該欠陥のある本製品を交

換する選択権を行使する場合、売主は、交換した本製品を買主に出荷するものとし、**第 8 条(B)**の条件が当該交換された本製品に適用されるものとする。ただし例外として、売主は、当該出荷に要する費用および経費につき責任を負うものとする。

E. 以下の場合、売主は、**第 11 条(A)**に定める保証の違反につき責任を負わないものとする。(i) 買主が当該通知をなした後、当該本製品をさらに使用した場合、(ii) 買主が、本製品の保管、設置、試運転、使用もしくは保守に関する売主の口頭もしくは書面による指示に従わなかったことを理由に欠陥が生じた場合、または (iii) 買主が、売主の書面による事前の同意を得ることなく、当該本製品を改造もしくは修理した場合。

F. 上記**第 11 条(D)**および**第 11 条(E)**に従うことを条件として、保証期間中の当該本製品に関して、売主は、自らのみの裁量で、以下のいずれかを行うものとする。(i) 当該本製品（または欠陥のある部品）を修理もしくは交換するか、または (ii) 契約価格を案分して、当該本製品の価格を返金するか、払い戻す。ただし、売主が要求する場合、買主は、売主の費用負担で、当該本製品を売主に返却するものとする。**本第 11 条 (F) に定める救済は、第 11 条 (A) に定める制限付き責任の違反に関して、買主の唯一かつ排他的な救済であり、売主の唯一かつすべての責任であるものとする。**

12. 責任の制限

A. いかなる場合も、売主は、本条件書の違反に起因または関連する、派生的損害、間接的損害、付随的損害、特別損害、懲戒的損害または懲罰的損害、逸失利益、逸失収益、価値の減少につき、責任を負わないものとする。このことは、当該損害の可能性が、買主により事前に開示されていたか否か、または買主により合理的に予想可能であったか否かを問わず、請求の根拠となるコモンロー上もしくはエクイティ上の理論（契約、不法行為その他）を問わず、また合意された救済またはその他の救済にその本質的な目的が欠けていることにかかわらず。

B. いかなる場合も、本製品に起因または関連する売主の責任総額は、契約違反、不法行為（過失を含む）その他に起因または関連するかを問わず、当該本製品に関して売主に支払われた合計金額を上限とする。

13. 返品許可 買主に対する本製品の販売はすべて、一方向のみで行われ、本製品は、売主の書面による事前の承認を得ずに、返品することはできない。一般的に、書面による事前の承認を得る要件に加えて、Bray は、該当する本製品が買主に出荷された後、適時に返品要求が行われた場合で、本製品が良好な再利用可能な状態であり、標準的な Bray 製品である（すなわち、特注ではなく、陳腐化しておらず、または買い取られた製品ではない）場合に限り、買主からの返品を受け入れる。返品に関して、売主は通常、クレジットを発行する（ここから、売主は、出荷、在庫補充および再生の費用を控除することができる）。

14. 知的財産権 世界中のいずれかの法域の法に基づく本製品に関連するすべての著作権、特許、商標、営業秘密、ノウハウおよびその他の知的財産または専有権

(以下「知的財産権」という)は、売主のみに帰属するものとする。売主は、本製品およびその構成部品を作成する、これらに具現化される、これらに使用されるおよびその他これらに関連するすべての知的財産権を保持する。買主は、売主の知的財産に存する所有権を取得しないものとする。買主は、本条件および売主の指示に従ってのみ、売主の知的財産権を使用するものとする。売主の知的財産権に関する明示的または黙示的なライセンスは付与されない。買主が法的作用その他により、本製品に存するまたは関連する知的財産権を取得する場合、当該権利は、更なる措置の必要なく、売主に譲渡されるとみなされ、本書により取消可能な形で譲渡される。買主は、売主の費用負担で、売主が自らの知的財産権を保護するために必要とされる文書を作成し、かかる行為を行うものとする。

15. 設計変更 売主は、事前の通知をすることなく、また更なる義務を負うことなく、本製品の設計および建設を変更、中止または改変する権利を留保する。

16. 法令遵守 買主は、適用されるすべての法、規則および法令を遵守するものとし、本契約に基づく自らの義務を履行するために必要とされるすべての免許、許可、承認、同意および認可を有効に維持するものとする。上記に加えて（かつ上記に限定することなく）、コンプライアンスに関して、以下の点に留意すること。

A. 貿易コンプライアンス 買主は、輸出入管理および規制に関するすべての法（再輸出に関する法を含むが、これに限定されない）を遵守しなければならない。買主が再販目的で本製品を取得する場合、当該コンプライアンスには、買主が最終用途、最終利用者、最終仕向け地または本製品の販売に関するその他の事実について把握していること、また当該販売に関する状況において「危険信号」があれば警告を受けることが求められる。買主は、本製品の売買に関して、Bray の貿易コンプライアンス・プログラムを遵守する義務を負う。買主は、かかるプログラムの要件の遵守を確認するには、Bray に問い合わせるものとする。

B. 汚職防止法 買主は、すべての汚職行為防止および賄賂防止に関する法規（2010年英国賄賂防止法および米国腐敗行為防止法を含むが、これらに限定されない）を遵守しなければならない。買主は、公式な決定に影響を及ぼす目的で、または当該決定に関して、いずれかの政府機関、政府組織もしくは全部もしくは一部が政府機関によって所有されている事業体と関係のある人または組織からの影響力を求める目的で、直接または間接的に、有価物の支払い、支払いの申し出または支払いの約束を行ってはならない。買主は、本契約に基づき提供される本製品に関する取引のうち、当該法に關与する可能性のあるものについて Bray に問い合わせる必要がある。Bray は、いかなる責任も負うことなく、当該法に違反した人との売買、契約または関係を直ちに解除することができる。

17. 解除 以下の場合、本契約に基づき提供されることのある救済措置に加えて、売主は、買主に対する書面通知をもって、即時に本契約を解除することができる。買主が、(i) 支払期日に何らかの金額を支払わない場合、(ii) 別途本契約のいずれかの条件の全部または一部を履行しておらず、これを遵守していない場合、(iii) 支払不能とな

った、破産を申し立てた、破産、管財人任命、再建もしくは債権者の利益のための譲渡に関して手続きを開始するか、開始された場合。

18. 権利放棄 売主による本条件または本契約のいずれかの条項に対する権利放棄は、売主が署名した書面に明示的に定める場合を除き、効力を有しない。本契約により生じる権利、救済措置、権能または特権につき不行使または行使遅滞があっても、このことは、その権利放棄として作用せず、そのように解釈することはできない。本書に基づくいずれかの権利、救済措置、権能または特権を1度または部分的に行使した場合でも、このことは、これらを別の機会でもしくはさらに行使すること、または他の権利、救済措置、権能または特権の行使を妨げるものではない。

19. 秘密情報 売主が本条件または本契約に関して買主に開示する売主のすべての秘密情報（以下に定義される）は、口頭で開示されるか、書面、電子形式その他の形式もしくは媒体で開示されるもしくは入手可能となるかを問わず、「秘密」と記載、指定その他特定されているか否かを問わず、秘密であり、本契約の履行に関してのみ使用され、売主が書面にて事前に許可しない限り、開示または複製してはならない。売主の要求に応じて、買主は、売主から受領したすべての秘密情報を速やかに返却するものとする。売主は、本条の違反があった場合、差止命令による救済を求める権利を有する。本契約において、「秘密情報」とは、売主または本製品に関して取得する売主のすべての非公開、秘密または専有の情報（業務、事業計画、営業秘密、知的財産、仕様書、サンプル、パターン、設計、クライアント情報、顧客情報、供給業者情報、技術データ、開発、財産、システム、手順、サービス、プロセス、方法、図面、ノウハウ、設備、開発計画、文書、マニュアル、戦略、研修資料、費用、価格設定、割引、レポート、発明、発見またはその他の秘密事項を含むが、これらに限定されない）を意味する。

20. 不可抗力 売主または買主はいずれも、影響を受ける当事者の支配を超え、その過失を原因としない不可抗力事由（以下「不可抗力」という）により、本条件および本契約の履行（金銭の支払いを除く）を妨げられる場合、契約に違反したことにはならず、遅延または損害につき他方当事者に対して責任を負わないものとする。不可抗力には、地震、洪水、ハリケーン、名前の付けられた熱帯暴風雨、落雷、氷嵐、ブリザード、冰山、流水、航空事故および海難事故、爆発、火災、感染症、天災、公共の的の行為、戦争、テロ行為、国家非常事態、侵略、暴動、反乱、ストライキ、ロックアウト、封鎖、その他の労働争議、いずれかの政府もしくは政府機関の法、規則、規制、命令、指令もしくは要件または介入、適正もしくは適切な材量の供給の取得不可もしくは遅滞、停電、またはその他相当な努力によっても当事者が回避もしくは是正できないもので、上記に類似するか否か、予測可能か否かを問わない、当事者の支配を超えるその他の状況が含まれるが、これらに限定されない。売主は、不可抗力事由の発生時に、自らの義務を履行するために合理的に必要とされることのある追加の時間を与えられるものとする。

21. 譲渡 買主は、売主の書面による事前の同意を得ることなく、本契約に基づく自らの権利を譲渡せず、義務を委任しないものとする。本条に違反して試みられた譲渡または委譲は、無効である。譲渡または委任によっても、買主は、本契約に基づく義務を免除されることはない。

22. 修正および変更 本条件は、本条件を修正する旨を明記し、売主と買主のそれぞれの授権代表者が署名した書面によってのみ修正または変更することができる。

23. 両当事者間の関係 両当事者間の関係は、独立した契約者の関係である。本条件または本契約のいかなる定めも、売主と買主の間に代理人関係、パートナーシップ、合弁関係またはその他の形式の合同企業関係、雇用関係または信任関係を構築するものとは解釈されないものとする。いずれの当事者も、いかなる形であれ、他方当事者のために契約を締結する、または他方当事者を拘束する権限を有しないものとする。

24. 第三者受益者の不存在 本条件および本契約は、売主と買主ならびにそれぞれの承継人および認められた譲受人の利益のみのために効力を有するものであり、本書のいかなる定めも、明示的であるか黙示的であるかを問わず、他の人または事業体に対し、本書に基づくまたは本書を理由とする種類を問わないコモンロー上またはエクイティ上の権利、利益または救済を付与することは意図されておらず、または付与するものではない。

25. 準拠法 / 管轄権 / 陪審裁判を受ける権利の放棄 本条件、本契約および両当事者間の関係は、テキサス州の訴訟手続法および実体法に準拠する（ただし、他の法域の実体法または訴訟手続法の適用を指示する抵触法の原則は考慮に入れない）。テキサス州法が両当事者間の紛争に適用されないと判断されたまたは命じられた場合、かかる紛争において、本条件、本契約および両当事者間の関係は、販売に適用されるBRAY工場が所在する法域の法（ただし別の法域の実体法または訴訟手続法の適用を指示する抵触法の原則を除く）に準拠するものとする。

販売に適用されるBRAY工場が米国のいずれかの州、領域または地域に所在する場合、各当事者は、以下の通りとする。(A) 本条件、本契約および両当事者間の関係に起因または関連する一切の紛争の解決のため、テキサス州ハリス郡に所在する裁判所の管轄権および裁判地に取消不能の形で服し、(B) 本条件、本契約および両当事者間の関係に関するいずれかの法的手続きにおいて陪審裁判を受けるすべての権利を任意で、承知の上放棄する。

販売に適用されるBRAY工場が米国の州、領域または地域内に所在していない場合、各当事者は、本契約または本注文書に起因または関連するすべての紛争が、最終的に、適用法により許可される抗弁を条件として、国際商業会議所の仲裁規則に基づき、同法に従い任命される1名の仲裁人により最終的に解決されることに合意する。仲裁は、テキサス州ヒューストン市の範囲内で英語で行われるものとする。仲裁人は、任命を受けるには、以下の各資格要件を満たさなければならない。(1) 米国に所在する法学部を卒業している、(2) 複雑な商業上の紛争問題の訴訟および／または仲裁において20年を超える経験を有している、(3) テキサス州において弁護士を開業する免許を有している、(4) 公明正大である。仲裁人は、両当事者間で責任を割り当てる権限を有するが、本条件または本契約の明示的な条件に基づき適用されない、またはこれを上回る損害賠償または救済措置の裁定を下す権限を有しない。仲裁裁定は、書面にて両当事者に提示され、一方当事者の要求に応じて、事実認定および法律上の結論を記載する。仲裁裁定は、管轄権を有する裁判所において確定し、執行することができる。買主およびサプライヤー

は本書により、仲裁結果の審査または異議申立に関する法域として、上記仲裁ならびにテキサス州ヒューストンに所在する地方、州または連邦の裁判所の管轄権に同意し、これに服し、当該当事者が有することのある、他の法域に裁判地を移転する権利を放棄する。両当事者は、テキサス州ヒューストンに所在する裁判所において差止命令による救済を求めるすべての権利を明示的に留保する。両当事者は、本契約には、州間通商における活動が含まれること（よって、反対の趣旨の州法の規定にかかわらず、米国の連邦仲裁法が優先し、本書に基づき行われるすべての仲裁には同法が適用されること）を認め、これに合意する。

26. 通知 本書に基づくすべての通知、要求、同意、請求、要求、権利放棄およびその他の通信（以下それぞれ「**本通知**」という）は、書面によるものとし、両当事者に対し、本見積の表面に記載の住所宛または受領当事者が書面にて指定することのあるその他の住所宛に送付するものとする。すべての本通知は、手渡し、国際的に認められている翌日配達宅配便（料金前払い）、ファックス（送信確認機能付き）、電子メール、または内容証明郵便もしくは書留郵便（各場合において、郵便料金前払いで、配達証明付きとする）により引き渡されるものとする。本契約に別段の定めがある場合を除き、本通知は、(i) 受領当事者が受領した時点（およびファックスまたは電子メール送信の場合は、受信確認の時点）で、(ii) 本通知を行った当事者が、本条の要件を満たしている場合に限り、効力を生じる。

27. 可分性 本条件または本契約のその他の条件もしくは条項のいずれかが、いずれかの法域において無効、不法または執行不可能であると判断された場合でも、当該無効性、不法性または執行不可能性は、他の条件もしくは条項に影響を及ぼすものではなく、他の法域において当該条件または条項は、無効または執行不能とはならないものとする。

28. 誤記 売主は、（本見積、請求書またはその他の文書であるかを問わず）文書中の速記の間違いまたは誤記もしくは脱字を修正する権利を留保する。

29. 存続条項 その性質上、本契約の解除または期間満了後も存続すべき本契約条項（法令遵守、秘密保持、準拠法／管轄権、存続条項を含むが、これらに限定されない）は、当該解除または期間満了後も存続するものとする。

30. 公表データ 公表されるすべての寸法、重量、温度、圧力定格およびその他の本製品のデータは、概算である。